



報道発表資料の配付日時 9月12日(月)10時00分

発表項目	令和4年度第5回北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり開催いたしますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和4年9月14日(水) 14:00～</p> <p>2 場所 上川合同庁舎 1階 103号会議室(旭川市永山6条19丁目)</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)ザ・ビッグ永山店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について ・「ケースデンキ旭川春光店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について ・「(仮称)ツルハドラッグ天塩店」(天塩町)の法第5条第1項(新設)の届出について <p>※ 当審議会は平成17年10月から審議事項を公開することになりました。今後の審議会の開催予定、議事要旨は以下のHPで確認できます。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/link65.htm</p>		
参考	<p>■ 平成12年に施行された「大規模小売店舗立地法」は、店舗面積1千平方メートルの規模を超えて小売業を行う建物(大規模小売店舗)の設置者に対し、特に周辺の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものです。</p> <p>■ 道は、届出の審査に当たっては公平性・合理性の確保が重要であるとの観点から、審議会条例を制定し、地域の実情に精通し、かつ各専門分野での学識経験を有する方々で構成される北海道大規模小売店舗立地審議会を設置して、法の運用に当たっています。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	写真撮影は部会開催前に申し出いただいた場合に限り、撮影時間を設けません。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当(連絡先)	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働観光課長 水口 祐司 TEL 0166-46-5131(ダイヤルイン) 総合振興局内線 2400		

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 2 月 2 8 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通21丁目南 1 番10号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ザ・ビッグ永山店 旭川市永山 5 条19丁目303- 1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	①イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹 札幌市白石区本通21丁目南 1 番10号 ②未定 (ドラッグストア) ③未定	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 0 月 2 9 日	
(4) 店舗面積の合計	3, 5 2 1 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 7 2 台
	駐輪場の収容台数	7 0 台
	荷さばき施設の面積	1 2 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	4 5 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 翌午前 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 翌午前 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1 4 5 < 設置台数 1 7 2 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 1 7 8 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	7 0 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。

搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・荷捌き施設①については、荷さばき処理能力1時間あたり4台に対し、1時間あたり3台搬入、荷捌き施設②については、荷さばき処理能力1時間あたり4台に対し、1時間あたり1台搬入、荷捌き施設③については、荷さばき処理能力1時間あたり6台に対し、1時間あたり1台搬入とし、充分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 						
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・通学時間帯に重なる朝市等の特売の際には駐車場出入口周辺に交通整理員を配置して学童や歩行者の交通安全を図る。 ・出入口看板、出庫時の停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 						
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 						
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場及び堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努める。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 						
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	55dB	52dB	◎	
			2	55dB	48dB	◎	
			3	55dB	43dB	◎	
			4	55dB	49dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	45dB	40dB	◎	
			2	45dB	38dB	◎	
			3	45dB	29dB	◎	
			4	45dB	33dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
			A1	空①③冷①③ 排⑩～⑬	40dB	40dB	◎
		a1	空調機②	40dB	66dB	○	
		a3	冷凍機②	40dB	62dB	○	
		A2	空④排⑩～⑳	40dB	40dB	◎	
		a2	空調機⑤	40dB	43dB	○	
		a4	排気③	40dB	40dB	◎	

	a 5	排気④	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 6	排気⑤	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 7	排気⑥	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 8	排気⑦	4 0 dB	3 4 dB	◎
	a 9	排気⑧	4 0 dB	3 9 dB	◎
	a 10	排気⑨	4 0 dB	4 4 dB	○
	A 3	排気⑭～⑰	4 0 dB	2 4 dB	◎
	c 1	来客自動車	4 0 dB	3 7 dB	◎
	d 1	ドア開閉音	4 0 dB	3 9 dB	◎
	<p>・敷地境界で規制基準値を超える、a 1・a 3、a 2、a 10について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。</p>				
	再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	備考
	A 4'	空調機②冷凍機②	4 0 dB	3 2 dB	
	a 2'	空調機⑤	4 0 dB	2 6 dB	
	A 5'	排気⑨	4 0 dB	3 3 dB	
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行いません。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう案内する。 ・午後10時以降は駐車場の一部を閉鎖して駐車場騒音の低減に配慮する。 ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 		
	青少年の蟻集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 17m ³ < 設置容量 45m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋内施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 ・店舗にトレー・牛乳パック・空き缶の回収箱を設置し、リサイクル活動を行う。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ等の保管は、屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。 ・調理場からの排気は屋上に拡散させて近隣住宅等への影響の低減を図る。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。 		

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蟻集等を防ぐよう配慮する。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会 （北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川東警察署交通第一課）	協議済み
地元市町村（旭川市）	協議済み
道路管理者 （旭川市土木部土木管理課、上川総合振興局旭川建設管理部事業課）	協議済み
その他関係機関 （旭川市立永山小学校、旭川市立永山中学校）	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 3 月 8 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 デンコードー 代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田 3 0 8 番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ケーズデンキ旭川春光店 旭川市春光 1 条 7 丁目 4 0 4 - 1 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 デンコードー 代表取締役 遠藤 義行 宮城県名取市上余田字千刈田 3 0 8 番地	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 1 月 9 日	
(4) 店舗面積の合計	3, 6 0 7 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 5 0 台
	駐輪場の収容台数	2 7 台
	荷さばき施設の面積	5 4 m ²
	廃棄物保管施設の容量	5 0 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 9 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所、入口 1 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 1 5 0 = 設置台数 1 5 0 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 8 台確保
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	2 7 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設については、荷さばき処理能力 1 時間あたり 4 台に対し、1 時間あたり 1 台搬入とし、十分な施設面積を確保しており、入庫待ちは発生しない。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員、取引先業者及び搬出入業者に対して、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や、歩行者及び来客に対する安全確認を徹底するよう指導する。 ・出入口看板、出庫時の停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な指導を行い安全の確保を図る。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場外周部や従業員駐車場に一時堆雪するが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努める。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	44dB	◎	
		2	60dB	49dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	30dB	◎	
		2	50dB	35dB	◎	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	排気②	50dB	56dB	○
		A1	排気⑫+⑬	50dB	37dB	◎
		a2	排気⑳	50dB	46dB	◎
c1		自動車走行音	50dB	48dB	◎	
c2		自動車走行音	50dB	40dB	◎	
d1		ドア開閉音	50dB	46dB	◎	
d2		ドア開閉音	50dB	41dB	◎	
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界で規制基準値を超える、a1について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。 						
再計算点		規制基準値	予測結果	備考		
a1'	50dB	27dB				
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場A、Bは午後9時30分以降駐車できない旨案内して、午後10時以降の駐車場騒音の低減を図る。 				

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。 ・ 室外機は最新の低騒音型を設置する。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間（営業終了後）は駐車場出入口を閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 16m ³ < 設置容量 50m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等保管施設は屋内に設置し、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 ・ 廃家電の一時保管場所も含めて十分な広さを確保している。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電のみの販売のため悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・ 広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮する。 ・ 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川中央警察署交通第一課)	協議済み
	地元市町村（旭川市）	協議済み
	道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)	協議済み
	その他関係機関 (旭川市立春光小学校、旭川市立啓北中学校)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

(別紙様式 1)

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 3 月 3 1 日
担当部署	留萌振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
北海道リース株式会社 代表取締役 村上 則好	札幌市中央区南 1 条西 1 0 丁目 3 番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ツルハドラッグ天塩店 天塩郡天塩町字川口 5 6 9 0 - 3 の一部	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北 2 4 条東 2 0 丁目 1 番 2 1 号	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 2 月 1 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 2 4 1 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	4 7 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	8 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 5 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 4 7 台 ≤ 設置台数 4 7 台
	従業員駐車場等の整備	6 台
	駐輪場の整備	1 0 台
	来客車両等の入出庫方法	・ 平面自走式 オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	・ 計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・ 駐車場の出入口は見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保することや来店車両に対し、各出入口に看板を設置し注意喚起を行い歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
交通整理員の配置	・ 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に、交通整理員を 1 名配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。	

		・配置場所については、時間帯・混雑状況に応じ、臨機に対応する。																														
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪事業者と契約し、10cm以上の降雪が生じた場合に除雪を行う。 ・堆積場の雪は適時排出し、来客駐車場の確保に努めるほか、公道に堆積した雪により出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも務める。 																														
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>55 dB</td> <td>36 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>55 dB</td> <td>45 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>55 dB</td> <td>48 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>55 db</td> <td>46 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	55 dB	36 dB	○	2	55 dB	45 dB	○	3	55 dB	48 dB	○	4	55 db	46 db	○										
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価																											
		1	55 dB	36 dB	○																											
		2	55 dB	45 dB	○																											
		3	55 dB	48 dB	○																											
	4	55 db	46 db	○																												
	夜間の等価騒音の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>45 dB</td> <td>24 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>45 dB</td> <td>29 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>45 dB</td> <td>37 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>45 db</td> <td>34 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	45 dB	24 dB	○	2	45 dB	29 dB	○	3	45 dB	37 dB	○	4	45 db	34 db	○										
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価																											
		1	45 dB	24 dB	○																											
		2	45 dB	29 dB	○																											
		3	45 dB	37 dB	○																											
	4	45 db	34 db	○																												
	夜間の音源毎騒音レベル最大の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>音源の種類</th> <th>規制基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a1</td> <td>冷凍機</td> <td>40 dB</td> <td>57 dB</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>a2</td> <td>排気①</td> <td>40 db</td> <td>49 db</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td colspan="5">・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。</td> </tr> <tr> <td>a1'</td> <td>冷凍機</td> <td>40 dB</td> <td>27 db</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>a2'</td> <td>排気①</td> <td>40 db</td> <td>37 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	a1	冷凍機	40 dB	57 dB	△	a2	排気①	40 db	49 db	△	・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。					a1'	冷凍機	40 dB	27 db	○	a2'	排気①	40 db	37 db	○
		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価																										
a1		冷凍機	40 dB	57 dB	△																											
a2		排気①	40 db	49 db	△																											
・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。																																
a1'	冷凍機	40 dB	27 db	○																												
a2'	排気①	40 db	37 db	○																												
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入により、搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 																															
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。 																															
青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。 																															
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、かかる問題についても適正な対応策を講じるとともに、住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応する。 																															
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.798m ³ < 設置容量 8m ³																														
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。 																														
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示を行う。 																														
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 																														

	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では調理等を行わないので調理臭は発生しない。 ・在庫管理を徹底し食品ロスが発生しないように努めるが、まれに食品ロスが発生しても商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することないように調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面天塩警察署地域交通課)	協議済み
	地元市町村 (天塩町役場商工観光課)	協議済み
	道路管理者 (留萌開発建設部羽幌道路事務所、天塩町役場総務課建設課)	協議済み
	その他関係機関 (天塩町教育委員会)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和4年8月19日付け意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（留萌振興局連絡調整会議）の意見案

なし
